

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一齐更新について ～

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課保険医療係までお申し出ください。



新しい保険証は水色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

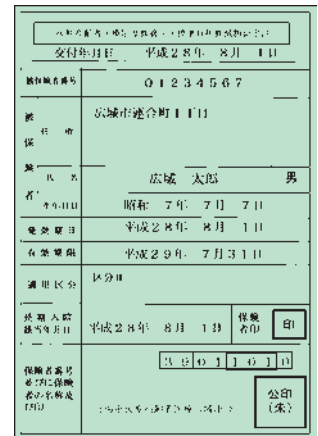
現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課保険医療係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は黄緑色です

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分から**全受診者**（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

- ※ 確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。
- ※ この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
 TEL 011-290-5601

役場 住民課 保険医療係
 TEL 32-2422